

## 募集の取扱い等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

ゴールドマン・サックス証券株式会社

1. 当社は、株券等の募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）及び売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い並びに売出し（以下「募集の取扱い等」といいます。）に係る業務において、発行会社や売出人・投資家・市場にとって最適な、かつグローバル・スタンダードに沿った形での商品の供給・取引の成立を目指し、証券資本市場の発展に寄与していきます。
2. 当社は、募集の取扱い等に係る株券等の配分に際して、適正かつ最適な、発行条件の設定（及びその後の安定的な価格推移）並びに配分を達成するため、グローバル・スタンダードに則って、原則としてブックビルディングを行い、適正なアロケーション基準に照らし、投資家の需要動向や市場を的確に把握し、それを反映した判断を行います。
3. 投資家への配分については、グローバル・スタンダードに合致した適正なアロケーション基準に従い、各投資家の提出した需要について個別に検討しかつ総合的な判断を行います。基準の具体的内容には、通常次のような事項が含まれます。このようなアロケーション基準は、各募集の取扱い等の案件のシンジケート団招聘時にシンジケート団に対して明らかにされます。
  - 1) 投資目的
  - 2) 当該株券等の理解度
  - 3) 保有期間(長期保有かどうか)
  - 4) 資産運用額及びそれに照らした需要の額
  - 5) 過去の投資行動
  - 6) 類似案件における参加実績
  - 7) 需要提出のタイミング
  - 8) 当該株券等又は類似銘柄の保有状況
  - 9) 価格感応度
  - 10) ロードショーなどのマーケティング・プログラムへの参加状況
  - 11) リスクに対する理解度
  - 12) リスク負担能力
  - 13) その他個々の案件に照らして適切と思われる基準

当社はホールセール業務に特化していることから、原則として、新規公開株の抽選による個人顧客への配分は行いません。但し、個人顧客の申込み数量が個人顧客への配分予定数量を超え、且つ、比例按分による配分等を行うと最低一単位の配分を受けられない個人顧客が出る見通しとなった場合には、個人顧客への配分予定数量の10%以上について一部抽選を行います。なお、例外的に個人顧客への配分につき一部抽選を行うこととなった際には、抽選対象個人顧客に予め番号を付しコンピューターで無作為に乱数を発生させる方法により抽選を行い、その旨を当社ホームページでお知らせ致します。

4. 当社は、新規公開に際して行う株券の個人顧客への配分について、同一顧客に募集の取扱い等を行う株券等を過度に集中するような配分及び他商品の購入等を条件とした不公正な配分は行いません。上記のうち、過度な集中配分の未然防止のため、抽選以外の方法による配分を行う場合、原則として、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と抽選以外の方法による配分の一顧客当たりの平均数量の格差は10倍以内に留め、前回配分を行った時から6ヶ月以上経過している顧客に配分するものとします。
5. 発行条件を決定するにおいては、アロケーション基準に従い良質の需要が十分確保でき、順調なアフターマーケット（安定的な価格推移）が形成され得るような、市場実勢を反映する、適切なものとなるよう考慮します。
6. 当社は、株券等の配分を実施するに際して公正を旨としており、金融商品取引法その他法令、金融商品取引所及び日本証券業協会の諸規則を遵守することはもとより、暴力団やその関係者をはじめいわゆる総会屋等、社会的公益に反する行為をなす者等、配分することが適切でないと判断される者に対しては、それを行わないものとし、社内規則に定め遵守します。
7. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供致します。